

民間事業者向け



脱炭素社会の実現に向けて、中小企業等の高効率設備への更新など、CO<sub>2</sub>排出削減設備の導入費用の一部を補助します

## 1. 事業概要

申請受付期間

令和5年1月30日（月）～2月17日（金）

※予算額に達し次第、受付終了

先着順

対象事業・補助率等

【対象事業】① 高効率省エネ設備への更新

[例] 空調設備・ボイラー・コンプレッサー等（照明設備は対象外）  
（既存設備は10年以上使用していると認められる設備であること）

② 再エネ設備の導入（自家消費）

[例] 蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備等（新規可）

③ CO<sub>2</sub>排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新等

[例] ボイラーの都市ガスやLPG等への転換・ヒートポンプ化等

【補助率】2/3以内 ※蓄電池を伴わない太陽光発電設備は1/3以内

【補助上限額】500万円

## 2. 補助対象事業所

民間事業者※が所有又は使用する埼玉県内の事業所

※ 民間事業者とは、埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主をいいます。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限ります。

## 3. 対象経費

【補助対象経費】

設備費…設備費、必要不可欠な付属機器

工事費…労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、  
立会検査費、機器搬入費、等（補助対象事業を行うために不可欠な工事の費用）

【補助対象外経費】

撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

【申請受付窓口】 CO<sub>2</sub>排出削減設備導入事務局（株式会社日本旅行）〔委託事業者〕

※電子申請での受付となります。詳細が決まり次第、下記のホームページでご案内します。

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

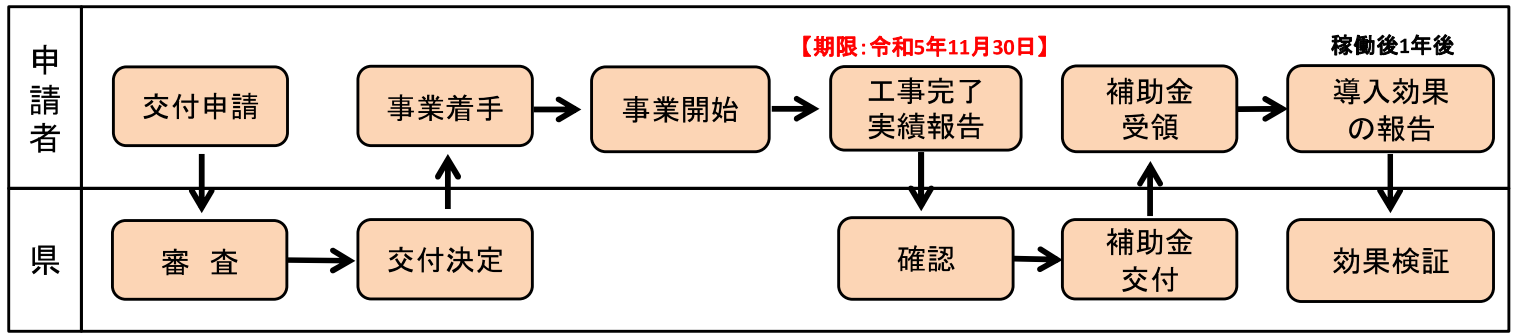
電話 048-830-3021 E-mail a3030-22@pref.saitama.lg.jp

※情報は県HPで更新してまいります。以下のURLをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/co2hojo-kinkyutaisaku2.html>



## 4. 事業フロー



## 5. 審査・選定

- 先着順（予算に達し次第、受付は終了となります）

## 6. 留意事項

- 補助金の交付決定前に補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならないものとします。
- 申請対象は、補助対象経費30万円以上の事業です。
- 法人県民税・法人事業税（個人事業主：個人県民税・個人事業税）を滞納していないこと。
- 実績報告書の提出期限は、**令和5年11月30日（木）**です。実績報告までに施工業者への支払いが必要です（原則、金融機関での振込）。
- 国や他自治体等の補助金との併用はできません。
- 予算規模は**10億円**です。

※部材不足等の影響により納期に時間がかかる機器があります。見積業者にご確認のうえ余裕を持った工期となるようご計画ください。  
また、交付決定となった場合、速やかな発注となるようご準備ください。

## 7. 申請書提出にあたって

- 電子申請での受付となります。申請には、下記の申請書類の添付が必要となりますので、ご準備ください。

※詳細については、県ホームページをご確認ください

## 8. 申請書類

- 申請書
- 見積書（2社以上）
- 導入機器のカatalog等（必要に応じてエネルギー使用量の分かるシミュレーション等）
- 図面（全体配置図）
- 登記事項証明書（個人事業主：営業届出済証明書等）
- 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書（個人事業主：個人県民税・個人事業税）
- 決算報告書の写し 等